別表六の二（十四）　認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

各連結法人における計算

			円
個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1		
調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(21)	2		
特定寄附金の額の合計額（28の計）	3		
税額控除基準額 (3)×20/100	4		
住民税額控除額の計算 (別表一の二(一)「5」+「7」)、(別表一の二(二)「5」+「7」)又は(別表一の二(三)「5」+「7」)のうち帰せられる金額	5		
住民税額控除額の計算 連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十四)付表「18」）	6		
住民税額控除額の計算 連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十四)付表「19」）	7		
住民税額控除額の計算 仮計 ((5)と((6)又は(7))のうち多い金額)	8		
住民税額控除額の計算 控除対象個別帰属調整額等	9		
住民税額控除額の計算 住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (8)－(9) ((5)＞((8)－(9))の場合は(5))	10		
住民税額控除額の計算 住民税額控除額 (10)×2.58又は1.4/100	11		
差引税額控除基準額残額 (4)－(11)	12		
特定寄附金基準額 (3)×10/100	13		
税額控除限度額 ((12)と(13)のうち少ない金額)	14		

各連結法人における計算

			円
法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (24)×(1)/(22)	15		
法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×5/100	16		
法人税額基準額 法人税額基準額 ((15)と(16)のうち少ない金額)	17		
当期税額控除可能額 ((14)と(17)のうち少ない金額)	18		
調整前連結税額超過構成額 (26)×(18)/(25)	19		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (18)－(19)	20		

各連結法人の合計額の計算

連結所得の金額（別表四の二「55の①」）	21		
特定寄附金を支出した各連結法人の個別所得金額の合計額（適用連結法人の(1)の合計）	22		
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	23		
総調整前連結税額基準額 (23)×5/100	24		
当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(18)の合計）	25		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「7の⑲」）	26		
法人税額の特別控除額の合計額 (25)－(26)	27		

各連結法人における特定寄附金に関する明細

寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額 28
平 ・ ・			円
平 ・ ・			
平 ・ ・			
計			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二(十五)付表二を別表六の二(十三)付表二とし、同表の次に次の二表を加える。